

【参考資料】

1	地方自治法（抄）	1
2	四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	3
3	四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	6
4	地方自治法の一部を改正する法律の公布について（H15.7.17 総務省自治行政局長通知）	14
5	指定管理者制度の運用について（H22.12.28 総務省自治行政局長通知）	18
6	四国中央市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書	20
7	四国中央市暴力団排除条例	28
8	四国中央市暴力団排除条例施行規則	31

地方自治法(抜粋)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

○四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年4月1日
条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間(次条において「申請期間」という。)
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 申請の資格
- (6) 選定及び管理の基準
- (7) 管理に係る業務の範囲及びその内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定を受けようとする団体は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 市長等は、前条の申請書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、地域等の活力を活用し、市民との協働によるまちづくりを推進することにより、公の施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成され、その事業効果が明確に期待できると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 市が出資している法人

- (2) 公共団体又は公共的団体
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 市民団体

2 前項の規定により指定管理者の候補者として選定する場合において、市長等は、あらかじめ第3条各号に掲げる書類の記載事項について同項に規定する団体等と協議を行い、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(平21条例37・全改)

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告、業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(平21条例37・一部改正)

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を維持することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び報告)

第10条 指定管理者は、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後5月31日までに市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び事由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項
(平21条例37・一部改正)

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項の協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

○四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成22年3月25日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年四国中央市条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公募の方法)

第3条 条例第2条の規定による公募は、告示その他適切な方法により行うものとする。

(指定管理者指定申請書)

第4条 条例第3条の別に定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第3条第4号の市長等が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織及びその概要を記載した書類
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

3 条例第5条第2項の協議は、条例第3条に規定する申請書の提出により行うものとする。

(指定管理者選定結果通知)

第5条 市長等は、条例第4条又は第5条第1項の規定により指定管理者の候補者に選定したときは、指定管理者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(指定管理者指定通知)

第6条 市長等は、条例第6条第1項の規定により指定管理者の候補者を指定管理者に指定したときは、指定管理者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(指定等の告示)

第7条 条例第6条第2項の指定管理者の指定に係る告示及び同項の規定を準用する条例第9条第3項の指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止に係る告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の指定をしたとき。
 - ア 管理させる公の施設の名称
 - イ 指定管理者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - ウ 指定期間
- (2) 指定管理者の指定を取り消したとき。
 - ア 管理させていた公の施設の名称
 - イ 指定を取り消した指定管理者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - ウ 指定を取り消した日

(3) 指定管理者に業務の停止を命じたとき。

- ア 管理させている公の施設の名称
- イ 指定管理者の名称、所在地及び代表者の氏名
- ウ 業務の停止を命じた理由及び内容
- エ 業務の停止を命じた期間

(変更事項の届出)

第8条 指定管理者は、前条第1号イに規定する事項に変更があったときは、指定管理者変更事項届出書(様式第4号)により速やかに市長等に届け出なければならない。

(指定取消し等の通知)

第9条 市長等は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは指定管理者指定取消通知書(様式第5号)、同項の規定により指定管理者に係る管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは指定管理者業務停止命令書(様式第6号)によりそれぞれ通知するものとする。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(四国中央市長又は四 様
国中央市教育委員会)

申請者
所在地
名称及び代表者の氏名 印
電話番号

下記の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので、条例第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

公の施設の名称

様式第2号(第5条関係)

指定管理者選定結果通知書

第 年 月 日
号

様

(四国中央市長又は四国中央市教育委員会) 印

指定管理者の指定について、指定管理者の候補者として選定することに決定しましたので、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

様式第3号(第6条関係)

指定管理者指定通知書

第 年 月 日 号

様

(四国中央市長又は四国中央市教育委員会) 印

条例第6条第1項の規定により下記のとおり指定管理者に指定しましたので、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

1 管理させる公の施設の名称

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号(第8条関係)

指定管理者変更事項届出書

年 月 日

(四国中央市長又は四 様
国中央市教育委員会)

指定管理者
所在地
名称及び代表者の氏名
電話番号

印

指定管理者に指定された内容について、下記のとおり変更がありましたので、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更の内容

- 2 変更の理由

様式第5号(第9条関係)

指定管理者指定取消通知書

第 年 月 日 号

様

(四国中央市長又は四国中央市教育委員会) 印

条例第9条第1項の規定により下記のとおり指定管理者の指定を取り消したので、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

1 管理させていた公の施設の名称及び所在地

2 取消理由

3 取消年月日 年 月 日

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。なお、この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第9条関係)

指定管理者業務停止命令書

第 年 月 日 号

様

(四国中央市長又は四国中央市教育委員会) 印

条例第9条第1項の規定により下記のとおり指定管理者に係る管理の業務の停止を命ずるので、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

- 1 管理させていた公の施設の名称及び所在地
- 2 業務の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 停止理由
- 4 停止年月日 年 月 日

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。なお、この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

総行行第 87 号
平成 15 年 7 月 17 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）は、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 86 号、総行公第 39 号、総財公第 61 号、総財務第 71 号、15 文科高第 275 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

- (1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数

の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)

2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の

4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的な範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績

や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

総行経第38号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

） 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

四国中央市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書

(目的)

第1条 この合意書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく指定管理者の指定等に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及び愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の排除に関して必要な措置を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、指定管理者制度的確な運用と公の施設の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(排除措置の対象者)

第2条 排除措置の対象となる者は、指定管理者の指定を受けようとする、又は、指定を受けた団体等の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者が、次の各号のいずれかの事項（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当すると認められる場合とする。

- (1) 暴力団員等であると認められるとき。
- (2) 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。
- (4) 暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は暴力団対策法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (5) 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。
- (6) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。
- (8) 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約及び資材等の購入契約を締結する等暴力団等を不当に利用したと認められるとき。
- (9) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(照会)

第3条 四国中央市長（以下「市長」という。）は、指定管理者の指定等に当たって、指定管理者の指定申請書を提出した団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について四国中央警察署長（以下「署長」という。）に対し照会するものとする。

2 市長は、市長が指定管理者を指定した後、当該指定管理者による公の施設の管理運営等において、当該指定管理者の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第1号により当該事実の内容について署長に対し照会するものとする。

(回答又は通報)

第4条 署長は、前条の規定により照会を受けたときは、遅滞なく市長に対し様式第2号により回答するものとする。

2 署長は、指定管理者の募集後指定までの間又は市長が指定管理者を指定した後、当該団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当することに関する情報を入手したときは、市長に対し様式第3号によりその旨を通報するものとする。

3 署長は、前2項の規定により回答又は通報した場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、市長に対し様式第4号により通報するものとする。

(報告)

第5条 市の公の施設を所管する課の長(以下「施設所管課長」という。)は、指定管理者の指定を受けようとする、又は指定を受けた団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第5号により総務部総務課長に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による回答又は通報により、団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当すると認められる場合には、指定管理者の指定を行わないこととし、指定後に該当する事態となった場合は、指定の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を行ったときは、速やかに署長に通報するものとする。

(相互協力等)

第7条 市長及び署長は、指定管理者から暴力団を排除するため、暴力団排除に係る事実の調査及び把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。

2 施設所管課長は、この合意書に基づく事務を行うに際し、暴力団員等からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を四国中央警察署(以下「警察署」という。)に対して行うことができる。

(介入行為があったときの措置)

第8条 施設所管課長は、指定管理者から暴力団等による不当要求その他の公の施設の管理運営等への介入行為があった旨の申出があったときは、警察署へ届け出る旨を当該指定管理者に対して指導するとともに、警察署と協力して対応するものとする。

(情報の適正管理)

第9条 市長及び署長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この合意書に定める市長の業務は総務部総務課が、署長の業務は四国中央警察署刑事課が所掌する。

2 この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市長と署長との間で、その都度協議のうえ決定するものとする。

本合意書の成立を証するため、本書2通を作成し、市長及び署長双方が署名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成22年12月22日

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市長

四国中央市三島中央5丁目4番30号

四国中央警察署長

様式第1号（第3条関係）

暴力団排除措置の対象者について（照会）

第 年 月 日
号

四国中央警察署長 様

四国中央市長 印

四国中央市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき、下記業者について照会しますので、暴力団排除措置事由に係る事実関係の有無を調査のうえ、回答願います。

記

照会番号

商号又は名称				
代 表 者				
所 在 地				
経 営 者 等	役 職	氏 名	生年月日	住 所

様式第2号（第4条関係）

暴力団排除措置の対象者について（回答）

第 号
年 月 日

四国中央市長 様

四国中央警察署長 印

年 月 日付け 第 号により照会のあった標記の件について、市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき下記のとおり回答します。

記

- 1 照会事項（照会番号）

- 2 調査結果

様式第3号（第4条関係）

暴力団排除措置の対象者について（通報）

第 号
年 月 日

四国中央市長 様

四国中央警察署長 印

四国中央市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき、下記の業者について、暴力団排除措置事由に係る事実を確認したので、その旨を通報します。

記

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当すると認められる事由及び当該事由の発生時期

様式第4号（第4条関係）

暴力団排除措置の対象者について（通報）

第 号
年 月 日

四国中央市長 様

四国中央警察署長 印

四国中央市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき、下記の業者について、暴力団排除措置事由に該当する事実がなくなった旨を通報します。

記

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当する事実がなくなったと認められる事由及び当該事実の消滅時期

暴力団排除措置の対象者について（報告）

第 号
年 月 日

総務部総務課長 様

施設所管課長

㊟

下記業者は、暴力団排除措置事由該当の疑義があるので、四国中央市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき報告します。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
暴力団排除 措 置 事 由	
照 会 事 由	

四国中央市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 公共工事 市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する

施策に協力するものとする。

- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援等)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての認識を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力の下、取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催する等広報活動及び啓発活動を行うものとする。

- 3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(利益の供与の禁止)

第8条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(公共施設の使用の不許可等)

第9条 市長（水道事業等の管理者の権限を行う市長を含む。）、市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、公共施設（市が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。）が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公共施設の使用の許可について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

(公共工事からの暴力団排除)

第10条 市は、公共工事を請け負わせる契約（次項第1号において「請負契約」という。）を暴力団員又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は個人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で締結してはならない。

- 2 次に掲げる者は、公共工事に係る下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下この条において同じ。）を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

(1) 市と請負契約を締結した者

(2) 公共工事に係る下請契約を締結した者

- 3 次に掲げる者は、公共工事に関連する資材その他の物品の納入又は役務の提供を受ける契約（以下この条において「物品納入等契約」という。）を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

(1) 前項各号に掲げる者

(2) 物品納入等契約を締結した者

4 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前3項に規定する事項の遵守のため、前3項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員及び暴力団関係事業者ではない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、当該契約の契約金額（1件の公共工事に關し同一事業者間において複数の下請契約又は物品納入等契約を締結したときは、その契約金額の総額）が130万円以下の場合には、この限りでない。

5 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

(調査)

第11条 市長は、前条第2項から第5項までの規定に違反した疑いがあると認められる者、同条第4項の誓約書に虚偽の記載をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第12条 市長は、第10条第2項から第5項までの規定に違反した者又は同条第4項の誓約書に虚偽の記載をした者に対し、当該違反又は虚偽の記載が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該違反又は虚偽の記載をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第13条 市長は、第11条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なくこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(祭礼等行事からの暴力団の排除)

第14条 市は、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者に対し、当該行事からの暴力団の排除のために、警察等関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、同年4月1日から施行する。

四国中央市暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(誓約書)

第2条 条例第10条第4項の誓約書は、様式第1号によるものとする。

(調査の手続)

第3条 条例第11条の規定による説明又は資料の提出の要求は、説明又は資料の提出要求書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の要求を行う場合において、口頭による説明を求める必要があると認めるときは、その旨を相手方に通知するものとする。
- 3 条例第11条の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、説明又は資料提出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第1項の要求を行う際は、説明又は資料提出書の提出期限又は口頭による説明の期日までに相当な期間を置くものとする。
- 5 条例第11条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明又は資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しないときは、当該説明又は資料の提出を求められた者は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第4条 市長は、条例第11条の口頭による説明が行われるときは、市長が指定する職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 条例第11条の規定により口頭による説明を求められた者（第4項において「説明者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、市長に対し、説明日時等変更申出書（様式第4号）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。
- 4 市長は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（様式第5号）により説明者に通知するものとする。

(勧告の方法)

第5条 条例第12条の勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 公表をしようとする者（以下「公表対象者」という。）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与)

第7条 市長は、条例第13条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、公表対象者に対し、意見聴取通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の機会を与える場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を公表対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する場合を除き、公表対象者に対し、申述書（様式第8号）の提出を求めるものとする。

4 公表対象者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 市長は、第1項の規定による通知を行う際は、申述書の提出期限又は口頭による意見の聴取の期日までに相当な期間を置くものとする。

6 公表対象者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、当該公表対象者は、意見をしなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第8条 市長は、前条第2項の口頭による意見の聴取が行われるときは、市長が指定する職員にこれを聴取させるものとする。

2 前条第2項の規定による通知を受けた者（第4項において「意見者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、市長に対し、意見聴取日時等変更申出書（様式第9号）により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書（様式第10号）により意見者に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第9条 条例第11条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第13条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第12号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（表）
誓約書

年 月 日

様

所在地

名称

代表者氏名

印

私は、四国中央市暴力団排除条例第10条第4項の規定に基づき、四国中央市が（工事名）_____により暴力団を利用することにならないように、暴力団関係事業者を同工事から排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約いたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して四国中央市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、誓約事項の確認のため、四国中央市が愛媛県四国中央警察署に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当いたします。

- (1) 代表者又は個人が四国中央市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (2) 法人である場合の役員若しくは使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

2 四国中央市暴力団排除条例第10条第2項に規定する下請契約又は同条第3項に規定する物品納入等契約の発注者となる際は、同条第4項の規定に基づき相手方から自己が暴力団員又は暴力団関係事業者でない旨の誓約書を徴し、当該誓約書を契約締結の日から5年間保管いたします（契約金額が130万円を超える場合に限る。）。

(裏)

(関係条文)

四国中央市暴力団排除条例 (抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 公共工事 市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

(公共工事からの暴力団排除)

第10条 市は、公共工事を請け負わせる契約（次項第1号において「請負契約」という。）を暴力団員又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は個人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で締結してはならない。

2 次に掲げる者は、公共工事に係る下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下この条において同じ。）を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

- (1) 市と請負契約を締結した者
- (2) 公共工事に係る下請契約を締結した者

3 次に掲げる者は、公共工事に関連する資材その他の物品の納入又は役務の提供を受ける契約（以下この条において「物品納入等契約」という。）を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

- (1) 前項各号に掲げる者
- (2) 物品納入等契約を締結した者

4 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前3項に規定する事項の遵守のため、前3項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員及び暴力団関係事業者ではない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、当該契約の契約金額（1件の公共工事に関し同一事業者間において複数の下請契約又は物品納入等契約を締結したときは、その契約金額の総額）が130万円以下の場合には、この限りでない。

5 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

（表）
説明又は資料の提出要求書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

四国中央市暴力団排除条例第11条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を要求します。

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は提出資料の内容	
説明又は資料提出書の提出期限	年 月 日
備 考	

注

- 1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、四国中央市暴力団排除条例第13条第1項の規定により、その旨を公表されることがあります。
- 2 説明又は資料提出書には、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、説明又は資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で、資料の提出を行わないときは、説明又は資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明又は資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明又は資料提出要求書を持参してください。

説明又は資料提出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

四国中央市暴力団排除条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明又は資料の提出 要求書の番号及び日 付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の 内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

説明日時等変更申出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

四国中央市暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明又は資料の 提出要求書の番 号及び日付	第 号 年 月 日				
申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から		
		場所			
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から		
		場所			
申出理由					

説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

四国中央市暴力団排除条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり口頭による日時の説明及び場所を決定したので通知します。

説明又は資料の 提出要求書の番 号及び日付	第 号 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	説明の日時又は場所を変更しない理由		

勸告書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

四国中央市暴力団排除条例第12条の規定により、次のとおり勸告します。

なお、正当な理由なく勸告に従わなかったときは、四国中央市暴力団排除条例第13条第1項の規定によりその旨を公表されることがあります。

勸告の内容	
勸告の原因となる事実	

（表）
意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

次のとおり意見の聴取を行うので、四国中央市暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出期限	年 月 日
備 考	

注

- 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

申 述 書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

四国中央市暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

四国中央市暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号			年	月	日
申出事項	変更前	日時	年	月	日	時 分から
		場所				
	変更希望	日時	年	月	日	時 分から
		場所				
申出理由						

意見聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

四国中央市暴力団排除条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所を決定したので通知します。

意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	意見の聴取の日時又は場所を変更しない理由		

代理人選任届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

私は、四国中央市暴力団排除条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、次の者を代理人として選任し、（説明又は資料の提出 ・ 意見の聴取）に関する一切の行為をすることを委任します。

説明又は資料の提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

代理人資格喪失届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

私の代理人は、その資格を失ったので、四国中央市暴力団排除条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により届け出ます。

説明又は資料の提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	